

鈴鹿中等教育学校 学則

〔平成29年4月1日
制 定〕

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、鈴鹿中等教育学校という。

(所在地)

第3条 本校は、三重県鈴鹿市庄野町1230番地に置く。

第2章 課程及び収容定員

(学級編制及び収容定員)

第4条 入学定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普通科 120名（男女）

2 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普通科 720名（男女）

第3章 就業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第5条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程6年、これを前期課程3年、後期課程3年とする。

2 後期課程の在学期間は、休学期間を通じて6年を超えることはできない。

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

ただし、校長は特別の事情がある場合には、前項の規定にかかわらずこれを
変更して定めることができる。

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する日
 - (3) 学年始休業 4月1日から4月7日まで
 - (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
 - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
 - (6) 学年末休業 3月23日から3月31日まで
 - (7) 学校長が必要と認めた日
- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情がある場合には、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情がある場合には、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学時期)

第9条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 第1学年に入学を許可すべき者は、小学校第6学年卒業者であって、本校において施行する考査に合格した者に限る。

(転入学)

第11条 他の中学校在学者にして転入学を願い出る者がある場合には、欠員のある場合に限り、その理由を考慮の上、当該中学校長による内申及び本校の施行する考査を判定して、これを許可することがある。

(復校)

第12条 願いにより一旦転学した者が再び入学を願い出た場合には、審議の相当学年に編入することがある。

(出願手続)

第13条 入学を希望する場合には、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い

出なければならない。

(入学手続及び入学許可)

第14条 入学の許可を受けた者は、速やかに保護者（保証人）と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われない場合には、入学の許可を取り消すことがある。

(保護者)

第15条 生徒の保護者は、その親権を行う者又は後見人とする。ただし、やむを得ない場合は、成年者であって、一家の生計を営む者をもってこれに代えることができる。

(代理人)

第16条 保護者から離れ、他家に居留して本校に在学する生徒は、代理人を設定しなければならない。

(代理人の適格)

第17条 代理人は、学校の所在地又は隣接地に居住し、かつ学校が適当と認めた成年者であって、一家の生計を営む者とする。

(保護者、代理人の住所名前変更の届出)

第18条 保護者又は代理人が住所名前を変更した場合には、直ちに届出しなければならない。

(転学)

第19条 転学しようとする者は、その理由を詳細にし、保護者連署をもって願い出なければならない。

(退学)

第20条 生徒が退学しようとする場合には、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第21条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席する場合には、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 疾病又は避ける事のできない事故により欠席が引き続き3カ月以上に達する見込みの場合は、その学年中休学することができる。ただし、休学は、2年以上にわたることはできない。

(復学)

第22条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとする場合には、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえて願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第23条 生徒が伝染病にかかり又はその怖れがある場合、その他必要があると認めら

れる場合には、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第24条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出た場合には、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第25条 生徒及び保護者、保証人の名前、本籍、住所の変更等身上事項について異動があった場合には、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第26条 本校の教育課程は、中学校及び高等学校学習指導要領に基づき編成し、その教科、科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(学習評価)

第27条 学習の評価については、中学校及び高等学校学習指導要領に示されている各教科、科目の目標を基準として行う。

(単位の認定)

第28条 校長は、生徒が教育課程に従って各教科、科目を履修し、その成果が教科、科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その教科、科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(課程終了の認定)

第29条 各学年の課程に修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第30条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められる場合には、卒業証書(第1号様式)を授与する。

(原級留置)

第31条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要がある場合には、原級に留め置くことができる。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第32条 本校に校長、教頭、教諭(兼務教諭を含む)、養護教諭、事務局長、事務職、学校医及びその他校長が必要と認めた教員を置く。

2 校長は、校務を掌り所属職員を監督する。

- 3 教頭は、校長を助け校務を整理する。
- 4 事務局長は、校長の監督を受けて事務をつかさどる。
- 5 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 授業料、入学金及び検定料

(授業料)

第33条 授業料は、別表2のとおりとし、毎月指定の日に分納するものとする。臨時に入学する者は、入学の月以後の月割額を、退学しようとする者は、退学する日の属する年度の月まで月割額を納入しなければならない。

(入学金及び施設維持費)

第34条 入学を許可された者は、所定の期日までに別表2に定める入学金及び施設維持費を納入しなければならない。

(教育充実費、その他)

第35条 教育充実費その他納付金は、別表2のとおりとし、所定の期日までに納付しなければならない。

(入学検定料)

第36条 入学検定料は、別表3のとおりとし、検定を受ける者から徴収する。前項の入学検定料は、学校の都合により検定を行わない場合の外いかなる理由があっても還付はしない。

第8章 賞罰

(褒賞)

第37条 生徒が他の生徒の模範となると認めた場合又は教育上必要があると認めた場合には、これを褒賞することができる。

(懲戒)

第38条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分におとる行為があったときは、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者

第9章 その他

(留学)

- 第39条** 校長は、教育上有益であり、かつ生徒の教育上適切であると認められる場合には、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。
- 2 校長は、前項の規定により留学を許可した生徒について、外国の高等学校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された生徒について、留学を終了した時点において学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。
- 4 前各号に規定する留学についての具体的方法は、別に定めるものとする。
- 5 校長は、前4項の規定によらず生徒が休学（あるいは退学）し、外国の高等学校で学習することを許可することができる。ただし、この場合における外国の高等学校での学習については、本校における単位とみなさず、また、当該期間を在学期間には算入しない。

第10章 学則の改廃

(改廃)

- 第40条** この学則の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行うものとする。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第26条関係)

鈴鹿中等教育学校 教育課程表													
教科	科目	学年	1年生 (中1)	2年生 (中2)	3年生 (中3)	4年生 (高1)	5年生 (高2)	6年生(高3)					
								スーパーグローバル 難関私大	国公立	スーパーサイエンス 私立医歯薬	国公立		
国語	中学国語		4	4	3								
	国語総合				2	3							
	国語表現							4					
	現代文B						3						
	古典B					2	3						
	現文探究							3	3			3	
	古典探究							3	3			3	
地理歴史	中学社会		3	4	3								
	世界史B						3						
	日本史B					2	2						
	地理B					2	2						
	地歴探究							4	4			4	
公民	現代社会												
	倫理						2						
	政治経済					2							
	公民探究							4	4			4	
数学	中学数学		5	5	1								
	数学Ⅰ				2	1							
	数学Ⅱ					3	1		2				
	数学Ⅲ						5						
	数学A				2								
	数学B					2							
	数学探究A										4	4	
	数学探究B										2	2	
理科	中学理科		4	4	4								
	科学と人間生活												
	物理基礎					2			2				
	物理						3						
	化学基礎					2			2				
	化学						3						
	生物基礎					2			2				
	生物						3						
	物理・生物探究										4	4	
	化学探究										4	4	
芸術	中学音楽		1.5	1	1								
	中学美術		1.5	1	1								
	音楽Ⅰ					2							
	美術Ⅰ					2							
	書道Ⅰ					2							
保健体育	中学保健体育		3	3	3								
	体育					2	2		3	3	3	3	
	保健				1	1							
技術家庭科	技術家庭		2	2	1								
	家庭基礎								2	2	2	2	
外国語	中学英語		6	6	4								
	コミュニケーション英語Ⅰ				2	2							
	コミュニケーション英語Ⅱ						2	2	3	3	3	3	
	コミュニケーション英語Ⅲ						2	2	3	3	3	3	
	英語表現Ⅰ					2							
	英語表現Ⅱ						2	2	2	2	2	2	
情報	社会と情報				1	1							
	道徳		1	1	1								
特別教育活動	特別教育活動		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	総合的な学習		2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	

別表2 (第33条~第35条関係)

項目	金額	備考
授業料	25,000円	月額
教育充実費	8,500円	月額
入学金	45,000円	入学手続時
施設維持費	380,000円	入学手続時に250,000円 後期課程進級時に130,000円

別表3 (第36条関係)

項目	金額	備考
入学検定料	12,000円	

第1号様式 卒業証書 (第30条関係)

第 号	平成 年 月 日	本校所定の全課程を修了した ことを証する	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	卒業証書 ○ ○ ○ ○ ○
	鈴鹿中等教育学校長		平成	
	○ ○ ○ ○ ○ ⓐ		年	
			月	
			日生	